

国立市組織条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 第5期基本構想第2次基本計画(修正計画)の実現、コロナ禍において顕在化した新たな課題の解決等に向けて、施策の推進により適した市内の組織とするよう組織改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市組織条例の一部を改正する条例案

国立市組織条例(平成24年12月国立市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条政策経営部の項に次の1号を加える。

(6) 情報政策及び電子情報処理に関すること。

第2条行政管理部の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同条健康福祉部の項第3号中「保健衛生」を「健康及び保健衛生」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国民年金に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(国立市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

2 国立市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和45年12月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部健康増進課」を「健康福祉部健康まちづくり戦略室」に改める。

(国立市医療事故調査委員会条例の一部改正)

3 国立市医療事故調査委員会条例(昭和56年3月国立市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部健康増進課」を「健康福祉部健康まちづくり戦略室」に改める。

(国立市保育審議会条例の一部改正)

4 国立市保育審議会条例(昭和62年4月国立市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども家庭部児童青少年課」を「子ども家庭部保育幼児教育推進課」に改める。

(国立市健康増進計画審議会条例の一部改正)

5 国立市健康増進計画審議会条例(平成14年3月国立市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部健康増進課」を「健康福祉部健康まちづくり戦略室」に改める。